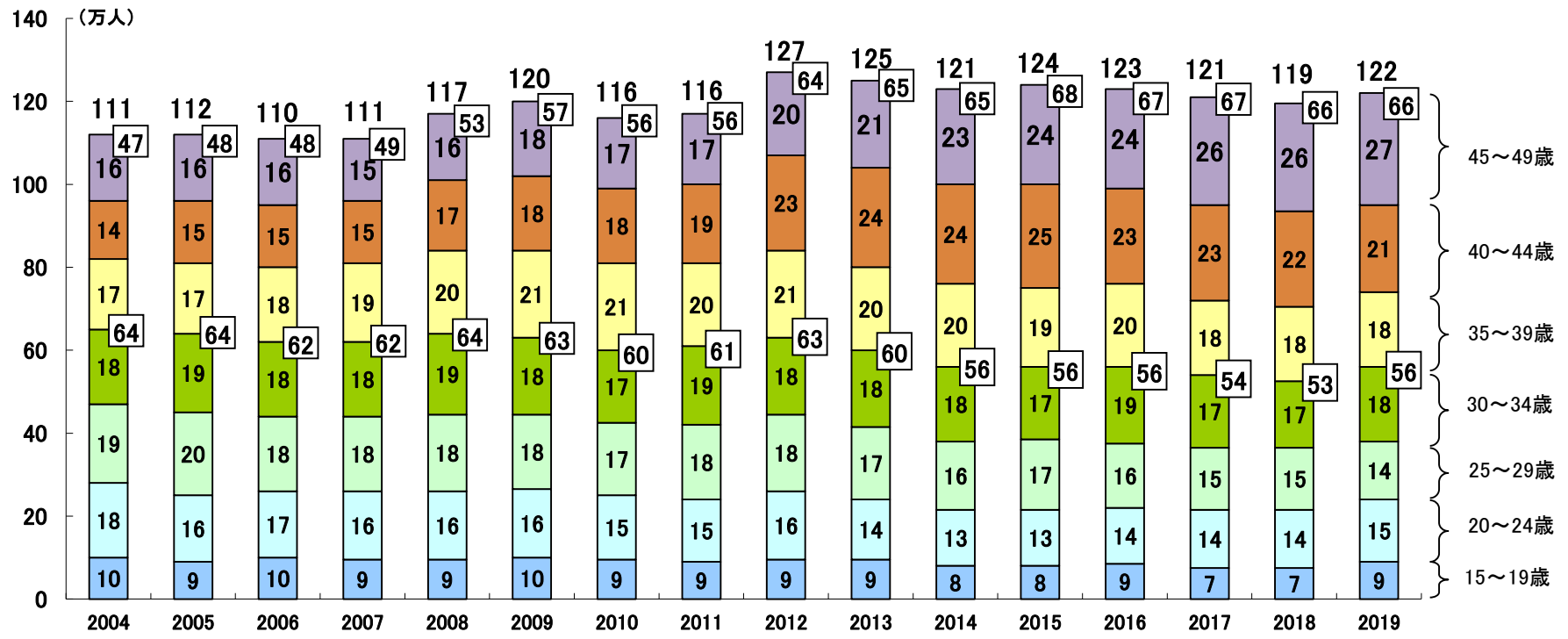


若年者等に対して段階に応じた職業
キャリア支援を講ずること
(施策目標VI-2-2)

添付資料

無業者(15~49歳)数の推移

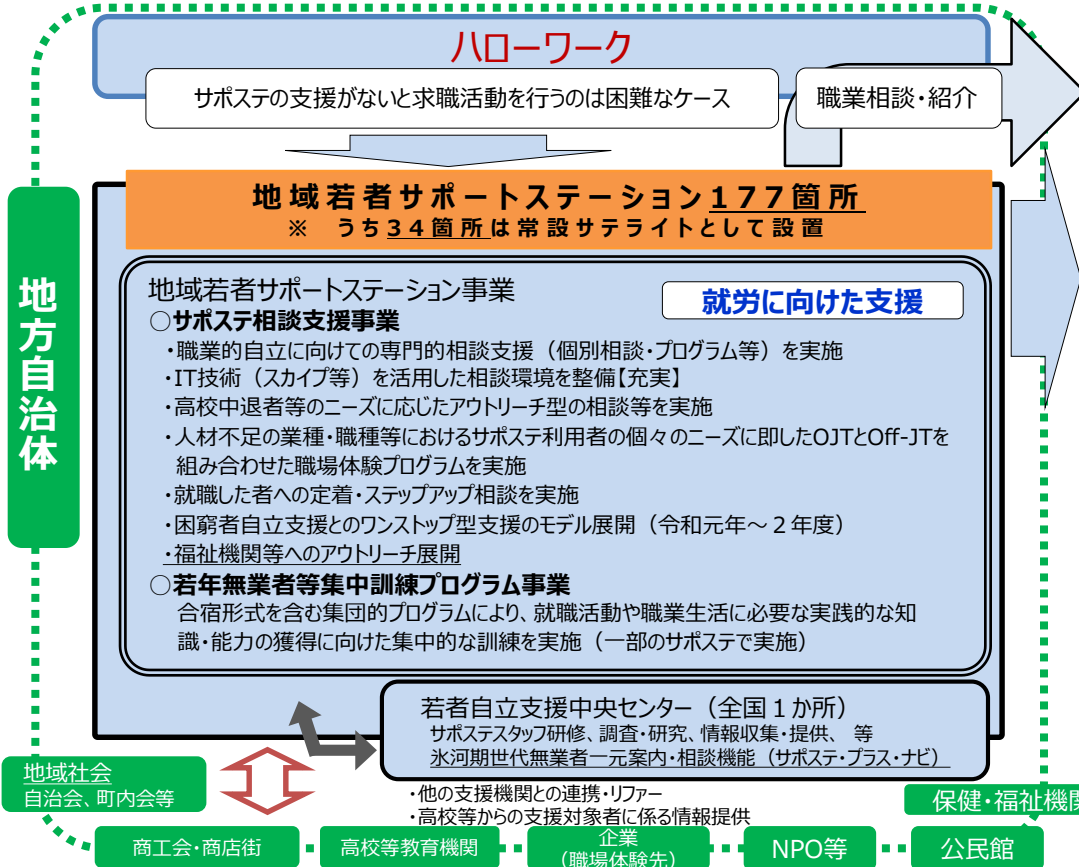
○ 15~49歳の無業者の数は、120万人程度で推移[2019年(令和元年)122万人(前年比3万人増)]。
 ○ 現時点で就職氷河期世代に概ね相当する35~49歳の無業者の数は、2012年(平成24年)以降、60万人台半ばで高止まり傾向。



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」
 (注1) 「ニート」の定義は、15~34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。これと同定義で35歳~49歳までの無業者数を把握したものの。
 (注2) 統計処理の関係上、年齢区分毎の数値とその合計数が一致しないことがあり得るもの。
 (注3) 2011年(平成23年)調査結果は東日本大震災の影響により岩手県、宮城県、福島県を除く。
 (注4) 2017年(平成29年)1月結果からは、算出の基礎となるベンチマーク人口を、2010年国勢調査結果を基準とする推計人口(旧基準)から2015年国勢調査結果を基準とする推計人口(新基準)に切り替えた。これに伴い2010年(平成22年)から2016年(平成28年)までの数値については、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載した。

- 若者の数が減少する一方で、若年無業者（ニート）※1の数は50万人台半ばで高止まりしており、いわゆる氷河期世代を含めた無業者の数は120万人に達している。
- これらの者の就労を支援することは、若者等の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要である。
- このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「**地域若者サポートステーション**」（※2）において、地方自治体と協働し（※3）、職業的自立に向けての専門的相談支援、高校中退者等に対する切れ目ない支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施。
- さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえ、就職氷河期世代の支援のため、**対象年齢の40歳代への拡大**、把握・働きかけのための福祉機関等へのアウトリーチ展開等を実施する。

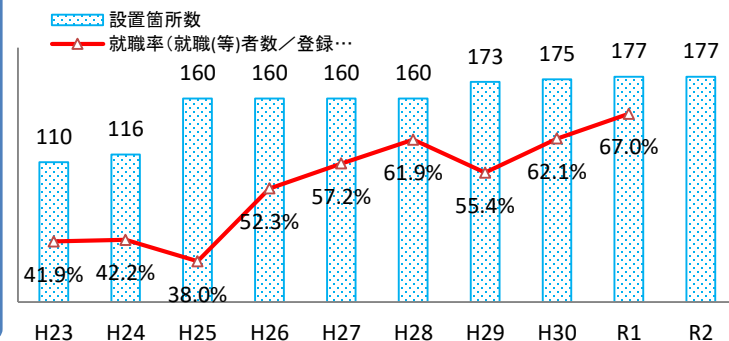
（※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等 実施。15～49歳対象 ※3 地方自治体から予算措置等）



就職（職業訓練等の進路決定）

【サポステの実績】

令和元年度地域若者サポートステーション事業の実績						
進路決定者数(人)	うち就職等者数(人)	登録者数(人)	就職等率(%)	総利用件数(件)	相談件数(件)	セミナー等参加者数(人)



* 平成27年度より、「就職等」について雇用保険被保険者になり得る就職者に限定、さらに平成29年度より、雇用保険被保険者であることを書類により確認できる場合に限定
 * 平成30年度より、「就職等」とし、雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及び公的職業訓練スキームへの移行も含めて評価

青少年の雇用の促進等に関する法律（抜粋）

（職業生活における自立の促進）

第二十三条 国は、就業、修学及び職業訓練の受講のいずれもしていない青少年であって、職業生活を円滑に営む上での困難を有するもの（次条及び第二十五条において「無業青少年」という。）に対し、その特性に応じた適職の選択その他の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第二十四条 地方公共団体は、前条の国の措置と相まって、地域の実情に応じ、無業青少年の職業生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。